



あいわ通信



あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って
得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

今月号のあいわ通信をお届けいたします。弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。

相続・遺言セミナー

5月14日（火）、「相続・遺言セミナー」の講師としてお招きいただき、イニシアグラン札幌苗穂様にて「司法書士業務の現場から見える相続対策の必要性」と題して遺言の話を中心に相続手続きについて講演しました。多数の方にご参加いただき、誠にありがとうございます。

セミナーでは、以下のテーマについて、お話しをさせていただきました。

- (1) 相続対策としての遺言の重要性
- (2) どのような形式で遺言を作るべきか
- (3) 遺言の作成にあたり、おさえるべきポイントは？
- (4) 相続登記義務化等の法改正について
- (5) 遺言では、対応できない場面もある（認知症対策の必要性）

遺言がない場合の相続手続きは、相続人全員で話し合い、誰が何を相続するのかを決める必要があります（遺産分割協議をする必要があります）。遺産分割協議は、多数決ではなく、相続人の全員一致でなければ成立しません。その際、家族構成や資産構成によっては、事前に対策をしておかないと遺産分割協議を進めることができず、相続手続きが滞ってしまうケースがあります。例をあげると、協議に反対する相続人がいる場合や、認知症の高齢者などの判断能力喪失者が相続人にいる場合、行方不明者がいる場合などです。

遺産分割協議がまとまらない場合、最終的には「審判」により家庭裁判所が遺産分割の方法を決定することになります。家庭裁判所の審判官は「すべての事情を総合考慮して妥当な遺産分割内容を決定する」という建前になってはいますが、実際のところ、家庭裁判所が法定相続分と大きく異なる内容の審判をすることは、ほとんどありません。

このような場合に遺言を作成することで、民法で定められた相続分に拘束されることなく、被相続人が自由に相続分や遺産分割の方法を決めることができます。遺言で誰が何を相続するのか明確になれば、相続人同士で遺産分割協議をする必要がなくなります。その結果、遺産をめぐる相続人の争いを防ぐことができるうえ、相続人の中に反対者や判断能力を喪失している方、行方不明者がいて全員の協議がまとまらない状況でも、滞りなく手続きを進めることができます。

セミナーでは、遺言の重要性を説明するとともに、遺言の形式（公正証書遺言や自筆証書遺言）、法務局による自筆証書遺言保管制度など、どのような形式で遺言を作成すべきかについて、それぞれのメリット、デメリットをご紹介しました。また、実際に当事務所に持ち込まれて手続きが難航した自筆証書遺言について紹介し、遺言の作成においておさえておくべきポイントをご説明しました。最後に、相続登記の義務化等に関する法改正の情報や遺言では対応できない場面として認知症対策の重要性についてもご紹介だけさせていただきました。

当事務所では、相続・遺言のほか、任意後見や家族信託等に関するセミナー講師をお引き受けしております。ご興味ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

司法書士 高井和馬



お客様の声を紹介します

今月号のあいわ通信では、債務整理のご依頼をいただいたお客様の声を紹介いたします。

何もわからなかった私に対して、一つ一つの手続きをわかりやすく説明してくださり、大変心強く感じました。おかげさまで、不安も解消され、安心して手続きを進めることができました。

おかげさまで私の生活は全く違うものになり、非常に助かりました。この約3年間で意識が変わり、お金も貯まるようになりました。心から感謝しております。

高井先生 この度はほんとうに有難うございまして、いろいろお事でご面倒みかけました。先生にお願い出来たことに感謝しています。私はこの件については、[]病院のソーシャルワーカーの[]さんに相談しました。一人で悩んでいても取っ掛かりがなくて誰かに助けてもらうしかないと考えていました。先生に紹介していただきほんとうによかったと思っています。先生の御尽力に言葉では表わせないほどの感謝の気持ちでいっぱいです。どうもこれからお仕事頑張ってください。御恩は一生忘れません。ほんとうにありがとうございました。どうか御身体に気をつけて先生のお事を祈っています。

当事務所では、依頼者の生活状況やご希望に合わせた債務整理を提案し、6000人を超える方の多重債務の問題を解決してきました。ご相談者の中には、家族に内緒で借金をしている方もいて、借金の問題について一人で悩みがちです。

借金のことが頭から離れず大変な思いをされている方も多数いらっしゃいます。債務整理を依頼した後は、業者からの取立を止めて、支払いをストップすることもできますので、落ち着いて今後のことを考えられるようになります。多重債務は、解決できる問題です。まずは、お気軽にご相談ください！

相続登記義務化のパンフレット

当事務所では、このたび2024年4月1日からスタートした相続登記義務化に関するパンフレットを作成しました。

パンフレットでは、相続登記の義務化に関する以下のよくある質問をQ & Aで掲載しております。

- Q 1 なぜ相続登記が義務化されたのでしょうか
- Q 2 義務化の対象となる不動産を教えてください
- Q 3 相続が発生した時の対応方法を知りたいです
- Q 4 相続登記をしないとデメリットはありますか
- Q 5 申告期限に間に合わない際の相続人申告登記とは何ですか

パンフレットには、相続登記の必要書類も掲載しておりますので、手順の参考にさせていただければ幸いです。

相続登記は司法書士と弁護士のみが代行できる手続きです。相続のご状況をお伺いし、必要なお手続きをサポートいたします。ご自身での申請が困難な場合、司法書士へご相談ください！



ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

